

第1部 調査実施の概要

1 調査の目的

国立市では地域をあげて、社会全体で子どもとその家庭を支援するために、子ども施策に関する計画を策定しています。また、これまでも、皆様からの声をもとに、保育所等の整備による待機児童対策や、親子でのびのび遊べる場所の整備として矢川プラスの開設など取組みを進めてきたところです。

このたび、令和7年度を始期とした第四次国立市子ども総合計画及び、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の一体的な策定にあたり、市内の子育て家庭の皆様から、市民のニーズや生活実態についてお聞かせいただく調査を実施しました。

2 調査の対象

国立市に在住している下記の家庭を対象としました。

- ① 就学前児童のいるご家庭 1,800 人を無作為抽出 (0 歳～5歳までの各年代より、300 人ずつ)
- ② 低学年小学生のいるご家庭 900 人を無作為抽出 (1 年生～3 年生の各年代より、300 人ずつ)
- ③ 小学 5 年生 300 人を無作為抽出
- ④ 中学 2 年生 300 人を無作為抽出
- ⑤ 平成 18 年度生まれの方 300 人を無作為抽出

3 調査期間

令和 5 年 11 月 22 日から令和 5 年 12 月 12 日

4 調査方法

郵送による配布、郵送及びインターネットによる回収

5 回収状況

3,600 通を配布し、1,582 件の有効回答があり、有効回答率は 43.9%でした。なお、郵送とインターネットの回答割合は、それぞれ 72.1%、27.9%でした。

	配布数	有効回答数	有効回答率
① 就学前児童保護者	1,800	832	46.2%
② 小学生保護者	900	408	45.3%
③ 小学 5 年生	300	130	43.3%
④ 中学 2 年生	300	120	40.0%
⑤ H18 年度生まれ	300	92	30.7%
合計	3,600	1,582	43.9%

6 調査結果の表示方法

- ・ 回答の各設問の回答者数を基数とした百分率(%)で示しています。また、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかを示しているため、回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ・ 本文や図表上の選択肢の表記は、語句を簡略化してあることがあります。
- ・ 有効回答数が1桁の場合は、集計結果を件数で表記しています。

7 調査結果からみた国立市の傾向と課題

(1) 保育需要の増加と多様なニーズ

傾向1 [就労意向の変遷]

- ・ 父親の就労状況に大きな変化はありませんが、母親の就労状況については、「フルタイムで就労している」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合算すると、就学前児童保護者で51.3%、低学年保護者で43.9%となっています。
- ・ 更に「パート・アルバイト等で就労している」と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」を合算すると、何らかの就労をしている母親が、就学前保護者で75.9%、低学年保護者で74.4%となっています。これらはいずれも平成30年度調査よりも増加しています。
- ・ 子どもが生まれた際に育児休業を取得した、または取得中だった割合は、母親が60.3%、父親が22.8%となっており、いずれも平成30年度調査よりも増加しています。また、子どもが生まれた際に働いていなかった割合は、母親が31.5%、父親が0.5%となっており、いずれも平成30年度調査よりも減少しています。育児休業から職場復帰した母親について、育児休業として本来希望したかった期間が「13か月以上」の割合が59.0%となっていますが、実際「13か月以上」取得できた割合は45.3%と、希望と実態に乖離がみられます。
- ・ 「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」母親について、「一番下の子どもの年齢に応じた就労の希望」が、未就学児保護者だと「0～3歳」17.6%、「4～5歳」が23.1%、「6～8歳」が41.8%と、年齢が上がるにつれて就労希望が高まっている傾向にあります。

傾向2 [教育事業と保育事業のニーズ]

- ・ 平日の「定期的な教育・保育事業」を利用している割合は79.3%であり、平成30年度調査よりも3.1ポイント増加しています。その内、認可保育所の利用割合が最も高く60.5%、ついで幼稚園の22.9%となっています。平成30年度調査と比較すると、認可保育所は2.7ポイント増加し、幼稚園は10.4ポイント減少しています。
- ・ 認可保育所については利用希望が50.6%に対して利用状況が60.5%と希望よりも利用が高く、幼稚園については利用希望が35.2%に対して利用状況が22.9%と希望よりも利用が低くなっています。
- ・ 幼稚園の預かり保育については、利用希望が24.3%に対して利用状況が5.0%となっており、サービスの希望と利用実態に乖離がうかがえます。

傾向3 [土曜・休日等や緊急時の教育・保育事業について]

- ・ 土曜・日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用については、「ほぼ毎週利用したい」と、「月に1～2回は利用したい」の合計が39.5%で平成30年度の37.1%と比較して、同程度の需要となっていま

す。

- ・ 子どもの病気やケガで幼稚園、保育園、学校などを休んだことのある割合は、就学前児童保護者が 83.8%、低学年保護者が 71.6%となっています。その際、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」方の割合は、就学前児童保護者が 39.8%、低学年保護者が 25.0%となっています。いずれも平成 30 年度調査よりも減少していますが、一定程度の希望があることがうかがえます。
- ・ 子どもの病気やケガで幼稚園、保育園、学校などを休んだ際に「(同居者を含む)親族・知人に子どもを見てもらった」割合は、就学前児童保護者が 23.7%、低学年保護者が 14.0%で、平成 30 年度の 28.0%と 15.7%と比較するとそれぞれ減少しています。
- ・ 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で幼稚園の預かり保育や一時保育等の利用の可能性については、「可能性がある」割合が 40.1%となっています。こちらも平成 30 年度調査よりも減少していますが、一定程度の不定期利用の希望があることがうかがえます。

上記から見える課題

いずれも単純集計の結果から読み取れる課題であり、課題の解消を実効的に行っていくにあたっては、例えば幼稚園の預かり保育の希望と実態の乖離について、時間的制約に起因するのか、はたまた料金体系に起因するのかなど、可能な限り具体的な要因を追求していくことが求められます。

傾向1のとおり子育て世帯の就業率は前回調査時と比較して増加している状況からも、引き続き現状の保育ニーズが維持される確認ができます。

育児休業取得率の増加傾向、また、育児休業期間のニーズが長期化する傾向から、子どもが小さいうちは自らで子育てしたいという保護者の意向が伺えるところですが、預け先の調整等のために育児休業を希望期間取得できなかった家庭があった実態を踏まえ、保育環境の整備を考えていく必要があります。

また、育児休業取得者や離職者においても、末子の年齢と相対して就業復帰への意欲が増加している傾向から学童期に保育ニーズが高まることも想定されます。

行政には幼児期から学童期まで保護者の預け先のニーズに切れ目なく対応し、子育てと仕事の両立を柔軟にサポートする体制を整備することが求められています。

(2) 子どもの権利保障

傾向1 「子どもの権利」の周知と権利が守られることへの理解

- ・ 「子どもの権利条約」の内容の認知度について、「知っている」と「少しでも知っている」を合わせた『知っている』割合は、小学5年生で 46.1%、中学2年生で 59.2%、平成 18 年度生まれで 65.2%、就学前児童保護者で 58.9%、低学年保護者で 56.4%となっており、小学5年生以外では半数以上の方が内容を知っています。子どもの権利について徐々に浸透してきたものの、理解度はまだまだ不十分な側面も見受けられます。

子どもから見た、子どもの権利が守られるために大人にお願いしたいことについて、小学5年生は「子どもが困ったときに相談しやすい環境を作ること」、中学2年生と平成 18 年度生まれは「子どもが自分らしくいられる空間があること」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

なお、これは「子どもの権利」に関する言葉としての認知度を問う質問であり、結果について言い換えると、約半数の方においては未だ「子どもの権利」という言葉が認知されていないという現状にあることが見受けられます。このことから、「子どもの権利」の理解度についてはより浸透していない結果にあると想定されます。

傾向2 [子どもの参画]

- ・ 子どもに「どうすれば自分たちが使いやすい遊び場や施設になるか」を問うた時に、「子どもの意見を取り入れる」が全年齢通して1番高い回答となり、「子どもが施設の運営にかかわる」、「子ども・若者が企画(イベントなど)をする」も共通して前回より回答率が伸びています。

傾向3 [子どもの意識と実態]

- ・ 子どもの将来になりたい大人像について、年齢によって順位が異なるものの上位3つはいずれも「自分らしさをもっている人」、「人を思いやる心を持っている人」、「たくさんの友だちや仲間がいる人」となっています。
- ・ 子どものふだんの生活の中で「疲れた」と感じるものが「よくある」と「たまにある」を合わせた『ある』の割合は、小学5年生で71.5%、中学2年生で81.7%、H18年度生まれで80.5%と高くなっています。
- ・ 子どもの権利が守られていないと感じる内容として、子どもと保護者のいずれも「休み、遊ぶ権利」の割合が最も高くなっています。

傾向4 [子どもの活動意欲]

- ・ 保護者の子育てするうえで足りていないと感じることについて、割合が最も高いのは「子どもが思いきり体を動かして遊ぶ環境」であり、就学前児童保護者で54.1%、低学年保護者で59.8%となっています。「子どものゆとりある生活」や「子どもが自由に遊ぶことのできる時間」も上位にあがっています。

上記から見える課題

子どもの権利が保障されるためには、当事者である子どもも、権利を保障する立場である大人も、子どもの権利についてきちんと理解していることが肝要です。その意味で、現状の認知度、理解度についてはまだ浸透しているとはいえない結果であることに留意し、子どもの権利の周知・啓発に努めていくことが課題となります。

子どもたちの生活形態に関する調査結果から、忙しさ、疲れなどが垣間見られます。このことから、子どもの休み遊ぶ権利、学ぶ権利、また、子どもたちがどのように過ごしたいと思っているのか、身近な大人にその思いが届いていない、いわゆる意見表明権が保障されていない可能性などが示唆されます。このことは大人の調査において、子どもに向き合う必要があるとしながら、忙しくて向き合う時間がない、という回答が多かったことから裏付けられます。

加えて、子どもたちの生活の忙しさの理由を考えると、勉強や宿題、部活、習い事など、必ずしも主体的でない要素に起因することも推察できます。今日の社会形態における重要性の一方で、大人の文脈の押し付けではない、子ども一人ひとりの主体的な生き方を尊重し、保障していくことについて改めて考えていく必要があると思われます。

(3) 子ども・子育て家庭の孤立・孤独感

傾向1 [当事者の孤立・孤独感]

- ・ 保護者は日常生活における孤立感について、「強く感じる」と「やや感じる」を合わせた『感じる』割合は、就学前児童保護者が 21.6%、低学年保護者が 22.3%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、就学前児童保護者はポイント減少し、低学年保護者は 5.3 ポイント増加しています
- ・ 就学前児童保護者の地域子育て支援事業の認知度について、おおむね半数以上が各事業を知っているものの、一部、「家庭教育に関する学級・講座」や「自治体発行の子育て支援情報誌」において認知度が低く、届くべき情報が届いていなかった結果がうかがえます。
- ・ 子ども自身の孤独感の有無について、「よくある」と「ときどきある」、「たまにある」を合わせた『ある』の割合は、小学5年生が 20.0%、中学2年生が 49.1%、H18 年度生まれが 47.3%となっています。

傾向2 [近隣との関わり]

- ・ 保護者の近所とおつきあいについて、「あいさつをする程度」の割合が最も高く、就学前児童保護者で 49.3%、低学年保護者で 47.8%となっており、いずれも平成 30 年度調査よりも減少しています。「ほとんどつきあいはない」の割合は、就学前児童保護者で 7.1%、低学年保護者で 5.1%となっており、いずれも平成 30 年度調査よりも増加しています。
- ・ 保護者が子育てをするにあたって、地域に求めることについて「特に求めることはない」としたのは、就学前児童保護者で 6.9%、低学年保護者で 6.4%となっていることから、裏を返せばほとんどの保護者が地域と関係性を築きたいものの実現できていない現状が垣間見えます。

上記から見えた課題

子育て家庭においては、近年において地域関係が希薄化しているとおり、近所付き合いが減少していること、近親者が頼りやすい区域にいないことなどから、物理的、精神的共に孤立・孤独を感じている傾向にあることが読み取れます。

他方子どもにおいても孤立・孤独を感じているとの結果があります。この結果については、子どもが学校という集団に属している中での結果であることを踏まえると、特に精神的な孤立・孤独感であることが読み取れます。

それぞれの孤立・孤独感の性質を的確にとらえながら、地域という単位で醸成させていくべきこと、ピアや有志でのつながりのような、個々の状況に適した関わりとして構築させていくべきこと、また、個別事案等を理由に集団内で孤立している状況に対し、手の届くところに助けを求められる環境をつくることなど、多層的にとらえていく必要があります。その上は、行政による直接的支援と、地域環境への働きかけなど、受け手となる主体を整理しながら、必要なアプローチを設計していくことが肝要となります。

(4) 新型コロナウイルス感染症流行を振り返って(子ども・子育て家庭への影響)

傾向 1 〔感染症流行の影響〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行による子育てへの影響が『あった』ものについて、「緊急事態宣言等により、親子での外出機会が減少した」の割合は、就学前児童保護者で 81.6%、低学年保護者で 88.5%となっています。
- ・ 「子育てにストレスを感じるが増えた」は、就学前児童保護者で 70.4%、低学年保護者で 75.6%、「子育てについて相談できる人が減った」は、就学前児童保護者で 41.5%、低学年保護者で 41.7%となっています。
- ・ 「お子さんの成長を感じるが増えた」の割合は、就学前児童保護者で 64.9%、低学年保護者で 71.0%、「子どもが楽しそうに過ごすが増えた」は、就学前児童保護者で 58.7%、低学年保護者で 62.8%となっています。

上記から見えた課題

新型コロナウイルス感染症の流行により外出機会が減少するなど、子どもの体験の機会が奪われた事実がありました。有事にあつては、感染対策等、命の保障が第一義となることは当然ながら、一方でその対策の在り方によって子どもの健全育成に必要な機会を失わせるおそれがある、このことに留意して対応を検討していくことが必要となります。また、この期間に体験機会を喪失した子どもたちがいることを忘れることなく、その子たちの成長・発達に必要な環境整備について意識していくことが求められます。

加えて、感染症の影響で相談できる人が減少した家庭が多くあった結果から、有事の際における子育て家庭のインフラ(特に情報)の整備については課題のひとつであると考えられます。